

野洲市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、野洲市広告事業実施要綱（令和3年野洲市告示第159号。以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき広告掲載に係る必要な基準等を定める。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(掲載しない広告の内容)

第3条 次に掲げる内容の広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの

ア 法令により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品及びサービスを提供するもの

(2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがあるもの

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はおそれのあるもの

イ 名誉き損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの

ウ 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの

(4) 選挙に関する情報があるもの

公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はおそれのあるもの

(5) 政治性があるもの

政治団体による政治活動を目的とするもの又はおそれのあるもの

(6) 宗教性のあるもの

宗教団体の布教推進を目的とするもの又はおそれのあるもの

(7) 社会問題についての意見

ア 社会問題に関する主義主張を行うもの

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(8) 個人又は法人の名称、所在地のみの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの

(9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの

ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの

イ 虚偽の表示を含むもの

(10) 美観風致を害するおそれがあるもの

ア 色彩又はデザイン等が景観と著しく相違するもの

イ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの

- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 犯罪、ギャンブル（宝くじを除く。）などを肯定し助長するようなもの
 - ウ 暴力やわいせつ性を連想、想起させるもの
 - エ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (12) 責任の所在が不明確なもの
 - 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (13) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの
 - ア 喫煙を勧奨するもの
 - イ 特定の業者に不利益を与えるもの
 - ウ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権を侵害するおそれのあるもの
 - エ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - ク 投機、射幸心をあおるもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - コ 色彩又はデザインが著しく華美で、広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの
 - サ 品位を損なう表現のもの
 - シ 業種ごとに定めのある広告に関する関係法令等に照らし問題のあるもの、その他各業種の特性を配慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
 - ス その他市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

（ウェブページに関する基準）

第4条 広告主のウェブページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のウェブページ等の媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のウェブページの内容についても、ウェブページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、要綱及びこの基準の全部又は一部を準用することができる。

2 他のウェブページを集合し、情報提供することを主たる目的とするウェブページで、要綱、この基準その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うウェブページを閲覧者にあっせん又は紹介しているウェブページの広告は掲載しない。

（広告媒体による個別の基準）

第5条 所管部長は、前2条に定めるもののほか、広告媒体の本来の目的、性質等に応じ、個別の広告掲載に関する基準を定めることができる。

付 則

この基準は、令和3年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年7月1日から施行する。